



平成20年11月

発行 田辺市議会事務局

# 平成20年9月定例会

## 議員提案で議員定数4名減の26名に

### 平成20年度一般会計補正予算など21議案を可決

9月定例会は、9月3日に開会し、29日まで27日間の会期で開催されました。

平成20年度一般会計補正予算など市長提出議案16件と議員提出議案1件、国及び関係行政庁に提出する意見書4件をすべて原案のとおり可決しました。

このほか専決処分事項について承認し、平成19年度財団法人龍神村開発公社の決算報告等3件の報告を受けたほか、人事案件1件に対する同意と人権擁護委員の推薦については「異議なし」とし、継続審査となっていた請願1件を採択しました。

なお、常任委員会に付託した平成19年度一般会計歳入歳出決算その他各種会計歳入歳出

決算議案20件については、各常任委員会において閉会中に審査することになりました。

また、9月16日から19日の4日間にわたり、15人の議員が一般質問を行いました。

### 目次

- 議決状況... P 1
- 意見書の内容... P 2
- 一般質問と答弁の要旨... P 4
- 〔速報〕議員定数削減... P 7
- 議会活動日誌... P 8

9月定例会の傍聴者は122人(延べ)でした。

## 議案の議決内容

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <p>田辺市山形振興公園条例の一部改正について</p> <p>紀州備炭炭記念公園の管理について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>田辺市企業立地促進条例の一部改正について</p> <p>新たな奨励措置として市有地の無償貸付制度を設けるた</p> | <p>田辺市職員等の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正について</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>田辺市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う地方自治法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うもの。</p> | <p>田辺市営住宅条例の一部改正について</p> <p>単身者住宅の入居資格者の範囲を拡大するため改正するもの。</p> <p>補正予算(可決七件)</p> <p>金額は、補正後の予算額</p> <p>平成二十年度田辺市一般会計補正予算(第四号)</p> <p>四 二億四七六七万円</p> <p>平成二十年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)</p> <p>一一二億三二 六万一千円</p> <p>平成二十年度田辺市老人保健特別会計補正予算(第三号)</p> <p>一 億三七五五万六千円</p> <p>平成二十年度田辺市介護保険特別会計補正予算(第一号)</p> <p>七十四億一九二二万九千円</p> <p>平成二十年度田辺市砂利採取事業特別会計補正予算(第一号)</p> <p>一億一六 七万三千円</p> <p>平成二十年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算(第二号)</p> |
|--|--|--|

一億五四 二万五千元  
平成二十年度田辺市四村川財産区特別会計補正予算(第一号)  
四六六二万八千元

### その他議案(可決四件)

工事請負契約の締結について  
小瀬小原線道路改良工事の  
請負契約を締結するもの。

土地の取得について  
複合文化施設建築事業用地  
として土地を取得するもの。



旧紀南総合病院跡地

土地の処分について  
一般国道四二号田辺西バイ  
パス改築工事用地として土地  
を処分するもの。

田辺市土地開発公社定款の  
変更について

公有地の拡大の推進に関す  
る法律の一部改正に伴い、所  
要の規定の整備を行うもの。

### 議員提出議案(可決一件)

田辺市議会議員の定数条例  
の制定について

田辺市議会議員の定数を二  
十六人とするもの。

詳しくはページをご覧ください

### 承認(一件)

専決処分事項について

平成二十年度一般会計及び  
老人保健特別会計に関する補  
正予算を専決処分したもの。

### 報告(三件)

専決処分事項の報告について  
損害賠償(二件)の額を定  
め、和解除することについて専  
決処分したもの。

平成十九年度財団法人龍神村  
開発公社の決算報告について

平成十九年度有限会社龍神  
温泉元湯の決算報告について  
以上二件は、市の出資団体  
の平成十九年度決算について  
報告するもの。

### 人事案件(二件)

四村川財産区管理会委員の

選任につき同意を求めること  
について

任期満了による委員の任命  
及び選任について、議会の同  
意を求めもの。

各委員は次のとおりです。

四村川財産区管理会委員

伊奈 隆二氏  
中峯 順治氏  
西浦 悟氏  
藤川 允雄氏  
栗須 詳三氏  
辻本 益男氏  
安井 理夫氏

人権擁護委員候補者の推薦に  
つき意見を求めることについて  
任期満了による候補者の推  
薦について、人権擁護委員に  
田ノ上一馬氏(本宮町請川)  
を法務大臣に推薦することに  
ついて、「異議なし」とした。

### 請願(一件)

田辺第二小学校新校舎建築  
に関する請願(採 択)

本年三月三日に請願書が提  
出され、三月議会で所管の文  
教民生委員会に付託され、継  
続審査となっていたもので、  
内容が妥当であるとして採択  
した。

## 意見書の内容

次の意見書四件を可決し、地方自治法第九十九条の規定に基づき、関係行政機関に提出しました。

### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(要旨)

過疎対策については、昭和四十五年の「過疎地域対策緊急措置法」以来、三次にわたる特別措置法の制定により、

総合的な事業が実施され、道路・生活環境等の基盤整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として若者の流出や少子高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師不足等による地域医療の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また、都市に対して、食糧や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を

提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの機能を担っている国民共通の財産として、美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域でもある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成二十二年三月末をもって失効することとなるが、継続して過疎地域の振興を図り、そこに暮らせる地域として日本の原風景や文化を健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き現在のみならず、引き続き現在のみならず、過疎地域を含めた、総合的な過疎対策を充実強化することが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

### 【提出先】

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・国土交通大臣

基幹水利施設の整備等  
に関する意見書（要旨）

当地域は、日本一の梅やみかんを基幹作物とした果樹農業地帯であるが、農業用水については水源に乏しく確保が困難な状況であることから、農業用水の安定供給を図るため、田辺市及びみなべ町が協力し、平成七年度に国営南紀用水水利事業が、平成十四年度には国営附帯県営かんがい排水事業が完了したところである。

事業完了後、南紀用水土地改良区がダムをはじめ頭首工などの取水施設や用水路について維持管理を行ってきたが、年月を重ねることに施設の老朽化が進行し、順次更新等の時期を迎えており、今後とも農業の持続的発展を図るためには、適切な管理や計画的な更新整備等を進める必要がある。

これらの施設や水源施設であるダムの改修等については、膨大な費用と高度な技術力が必要となり、こうした条件を満たす事業主体は国以外にはないことから、国営事業として実施していただいているところである。

また、一方では、農産物の価格低迷、農村の過疎化、高齢化の進行など農村地域の疲

弊は限界に達しつつあり、施設の維持管理に対し農家へのこれ以上の負担増は望めない状況となっている。

現在、政府の地方分権改革推進委員会等において、国と地方の役割分担の見直しを検討され、地方農政局は大半の業務を地方自治体に移管し、廃止すべきとの議論がなされている。国民的・国家的要請でもある食糧自給率の向上を果たすための国の役割を考え、たときに、地方自治体には人材や財政的な裏付けもなまなま事務移管をすることになれば、地方自治体にとっても新たな負担として厳しい状況が想定されるだけでなく、国としての責任放棄ともなりかねない事態を招くおそれが強く懸念されることである。

よって、今後も農業農村が食糧供給や国土保全等の多面的なその役割を十分果たすことのできるよう、広域のかつ大規模な基幹的農業水利施設の整備・管理等について、引き続き国営事業として国の責任において実施されるよう強く要望する。

【提出先】

内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・内閣府特命担当大臣（経済財政政策）・衆議院議長・参議院議長

地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を  
求める意見書（要旨）

和歌山県南部における道路整備は大きく立ち遅れており、このことが地域の産業や観光振興、地域住民の生活環境の向上を阻害しているのが現状である。

こうした中、道路特定財源制度は、「本年の税制抜本改革時に廃止し、平成二十一年度から一般財源化する」とこととされ、都市部などと比べて、道路整備が遅れている地方の状況を踏まえると、大変厳しいものであると危惧しているところである。

また、同時に、「地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する」と示されているが、道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことから、地方の道路整備の実情を踏まえ、地方の道路整備の促進と安定的な財源確保に関し、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 一、道路特定財源廃止後も、道路整備のために必要な財源は安定的に確保すること。
- 二、道路整備の中期計画の見直しにあたっては、地方の道路整備の実情を踏まえ、地域

間格差の是正など、地方の道路整備に対する幅広いニーズをくみ取り、地方が必要とする道路整備を計画的かつ着実に推進できるよう留意すること。

- 三、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、平成二十一年度以降も地方道路整備臨時交付金を継続すること。
- 四、地方の自立的発展に不可欠な、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に促進すること。
- 五、特に、懸念されている東南海・南海地震に備え、「命の道」ともなる近畿自動車道紀勢線をはじめ主要道路網の早急な整備を図ること。

【提出先】

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣・内閣府特命担当大臣（経済財政政策）・衆議院議長・参議院議長



南紀田辺インターチェンジ

学校耐震化に関する  
意見書（要旨）

学校施設の耐震化については、先の国会で「地震防災対策特別措置法改正案」が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところである。

そうした中で、各地方自治体においても積極的な取り組みが始まっているが、反面各地方自治体の厳しい財政状況下において、その対応に苦慮しているのが実情である。

よって、政府においては今回の緊急措置に併せて、以下の対策を講じられるよう強く要望する。

- 一、地震災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、すべての公立学校施設の耐震化を目指し、所要の予算確保に努めること。
- 二、地方自治体の財政状況等を十分勘案の上、時限措置の延長を検討すること。
- 三、補助率の嵩上げが行われたが、実際の工事単価との格差により自治体負担はまだまだ大きいのが実情であることから、補助単価の補正ルール等の設定を行い、きめ細かな対策を講じること。

【提出先】

内閣総理大臣・文部科学大臣

# 一般質問と答弁の要旨

ふるさと納税について

**問** ふるさと納税の趣旨と、現状及び今後の見通しはどうか

**答** 市では、本年五月に「ふるさと田辺応援寄附金」として、寄附者の「ふるさとを大切にしたい」という真摯な想いを形にするため、ホームページ等により本格的な受け入れを開始しました。寄附者の意向を的確に反映するため、世界遺産関連事業や環境保全事業など五つの活用方法を設定し、これまで県内外から九件、百八十九万円の寄附の申出をいただいています。



PRチラシ

また、多くの方から寄附していただくためには、魅力あるまちづくりを進めていくこ

とが必要であり、今後も引き続き情報発信を行うとともに全国的にも評価されるような取り組みを進めていきます。

市民参画のまちづくりについて

**問** 市民活動に対する補助金の対象回数、制限をなくすなど、事業を継続するための方策を考えられないか

**答** 市では、市民による主体的かつ個性的なまちづくりの推進を図ることを目的として「みんなでまちづくり補助金」制度を設けて、市民活動団体が行う公益活動に対して財政的支援を行っています。事業のスタート時に財政的支援を行うことにより事業を円滑に進めていただくとともに、出来るだけ多くの団体に活用いただきたいとの考えから、同一の団体が行う同じ内容の事業への補助は三回までとなっていますが、今後、

事業を推進していく中で、より市民ニーズに即し、公益性が高く、継続的に実施すべきであると考えられるものについては、三回目の補助が終了するまでに、当該補助金制度以外の方法で、市民活動団体と行政との協働により事業を継続していく手法がないか十分検討していきます。

地域資源を活かした観光施策について

**問** 捕獲した有害鳥獣を食肉加工して利用すれば、農家や猟師だけでなく観光面にも相乗効果があるのではないか

**答** 捕獲された有害鳥獣の肉を有効活用するとともに、捕獲事業への意欲を喚起することを目的に、食肉としての利用を試み、特産品としての加工品の開発などが、ここ数年全国的な動きとしてみられています。野生鳥獣による被害を逆手にとり、捕獲された鳥獣をまちづくりの有効な資源として捉え、食肉加工品の開発に取り組み、地域ブランドを創出している自治体もあります。現在、和歌山県

においても捕獲されたシカやイノシシを食肉として商品化することについて研究するための庁内連絡会議を設置する予定であり、市としても県の取り組みに注目しつつ研究していきたいと考えています。

市の観光の進め方について

**問** 行政が市全体の観光をコーディネートするべきではないか

**答** 合併当初より、観光行政は重要な産業分野と位置づけ、田辺市ならではのすばらしい観光素材をうまく活用し、様々な関係団体とも連携を図りながらハードとソフトの両面から観光振興を推進しています。今後とも、観光協会をはじめとする民間団体、さらには個人から打ち出される多種多様なアイデアを活かし、広範囲に点在する観光資源など、地域の個性を活かした観光地づくりに向けて、更に各種団体とも連携を密に取り組んでいきたいと考えています。

扇ヶ浜海水浴場の利活用について

**問** 駐車場を増設してはどうか

**答** 扇ヶ浜海水浴場は、扇ヶ浜総合整備事業の一環として、国の補助を活用し県営事業として実施し、平成十七年度に開設しました。同時に、市が駐車場を整備し、乗用車四百九台を収容できます。今後、新たに駐車場用地を確保することは、現在の事業区域内の敷地スペース及び周辺の土地利用状況を考えた場合、非常に困難な状況であります。現在、第二期計画として県に要望している湊浦漁港までの間の整備事業実施時には、新たな大型駐車場を確保する方針で取り組んでいます。



田辺扇ヶ浜海水浴場

過疎対策と山村振興の取り組みについて

**問** 高齢化の進む山村集落への支援をどのように進めていくのか

**答** 山村集落への支援措置として、本年度「元気がいい！集落応援プログラム」を策定し、従来の施策以外に「声かけ運動」や「過疎集落ふれあい体験事業」など、森林局と各行政局との連携をより一層密にしながら新たな取り組みを進めています。



市職員による住宅訪問

しかしながら、地域ごとに事情も異なっており、一律の対策では難しい面もあるため、各行政局がその地域にお住まいの市民の皆様方の声をよく聞き、行政として支援できる方策の検討をはじめ、厳しい現実も直視した上で、今

後とも地域の皆様方と一緒に、なつて山村振興・活性化を図る取り組みを進めていきます。

過疎問題について

**問** 「過疎地域自立促進特別措置法」の延長に向けてどのように取り組んでいくのか

**答** 市では、過疎法に基づき取り組みを進め、過疎対策事業債等を活用することで、各種基盤の整備については一定の効果を上げたものの、過疎化には歯止めがかかっていません。また、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止などの観点からも引き続き国家的課題として過疎対策は必要であると考えます。そのため、「全国過疎地域自立促進連盟」を初め、本年8月に発足した「和歌山県過疎対策研究会」へ参画し、県や関係市町村と連携を図り、新たな過疎法の制定に向け、積極的に取り組みを進めています。

全国学力・学習状況調査について

**問** 実施の目的は達成されているのか

**答** 教育委員会では、調査結果発表後、結果分析を行い、市全体の成果と課題を把握し、校長会・教頭会・教務主任会等を通じて周知するとともに、毎年、年度当初に各学校へ示す「学校教育指導の方針と留意点」に反映させています。さらには、各学校の課題については、学校訪問時等に各教職員への指導助言を行っています。



学校での学習風景

また、各学校でも、学力・学習状況調査の結果をもとに分析を行い、課題解決のためにはどのような指導が必要なのか等について検討を行い、よりわかりやすい授業づくり

を進めるとともに、児童生徒一人ひとりの個別指導など支援の充実を図っています。

学校統合と統合後の学校の利用について

**問** 今後の学校統合と廃校舎の有効な活用に対する取り組みはどうか

**答** 児童生徒数の減少が見込まれるなか、学校の活力や教育効果などの面で様々な支障が懸念されることから、早急に対応することが必要です。年内にも「小中学校の在り方検討委員会」を立ち上げ、適正な学校規模と配置、また適正な校区編成等に係る基本方針を策定したいと考えています。今後の学校統合は、そうした検討委員会からの提言等を踏まえ、方向性を見出した上で、順次取り組みを進めていきます。また、廃校後の施設の利活用についても、これまで活用されてきた地域の方々からの要望等を尊重し、学校統合の検討にあわせて、地域の皆さんと十分協議を行っていきます。

容器包装プラスチックリサイクル施設について

**問** 施設稼動から一年が経過したが、ごみ減量とリサイクルは進んでいるか

**答** 平成十九年度のごみ総量 は前年度比三・五%減である一方、資源化率は前年度比一・一%の増加となっています。容器包装プラスチックリサイクル施設導入により、プラスチックごみの約七割を容器包装プラスチックとしてリサイクルすることや埋立ごみ量を三十%削減することを計画していましたが、それぞれ約六割と二十四%にとどまっています。この結果として、リサイクルできない廃プラスチックや不適物が当初の想定よりも多かったことや容器包装プラスチックであったりも汚れがひどいものが多いことなどが原因となつています。今後、ごみ減量、資源化については、引き続き、環境学習会や施設の見学等の啓発とあわせて総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

国体に向けたスポーツ施設の整備について

**問** 平成二十七年国体に向けて、スポーツ施設の整備が必要ではないか

**答** 和歌山県での開催が内々予定の第七十回国民体育大会において、先日公表された正式競技の開催会場地市町村第一次選定では、四競技の会場に田辺市が選定されました。選定された競技施設のうち、県の施設は県で、市の施設は市において整備することになっていますが、市としても国体に必要な施設をはじめとした施設全体の計画的な整備を図っていくことが肝要であると認識しており、現在、関係各課による庁内検討委員会を設置し、既存施設の有効活用や新施設の整備等について検討を重ねているところです。国体はもとより、全国規模の大会等の招致や市におけるスポーツ振興等を図る上において、施設整備は必要不可欠なことから、今後も庁内検討委員会を中心として検討していきます。

障害者自立支援法施行から二年間経過後の実施について

**問** 障害者自立支援法施行後の実施はどうか

**答** 障害者自立支援法施行後もいくつかの見直しが行われ、利用者負担の軽減や施設の置かれている状況等の改善がされています。しかし、これら多くの措置が、平成二十年度末までの暫定措置で、今後も引き続き実施するのかどうかは、今後の課題となっています。また、現在の障害者自立支援法は、平成二十一年度には見直されることが決まっています。

今後とも、来年四月の法律の見直しに向けた動きを注視するとともに、障害者や施設の置かれている現在の状況を踏まえ、近畿市長会や近畿福祉事務所長会等さまざまな機会をとらえて、引き続き国に対して改善を要望していきたいと考えています。



成年後見制度利用支援事業の導入について

**問** ボランティアによる市民後見人の養成を考えるとどうか

**答** 成年後見の申立てにおいて、親族がいない等の場合は家庭裁判所が申立人の意向を踏まえた上で、第三者後見人の受任者を探すこととなります。後見人には弁護士等の専門職を選任することがほとんどですが、地域によっては受任者が少なく、市民後見人の養成や活用の促進が解決策の一つとして考えられます。

現在、家庭裁判所が市民後見人を選任する事例は少ないですが、成年後見制度を利用しやすい地域づくりを行うことが、将来的に市民後見人の養成を行う上でも非常に重要と考えますので、まずは、紀南地区などの専門職の方に前向きに第三者後見人の受任に取り組んでもらえるよう働きかけるなど、一層の連携協力体制を深めていきたいと考えています。

防災について

**問** 自主防災組織の状況はどうか

**答** 現在、市内二百十六の自治会等で自主防災組織が結成されています。そうした自主防災組織では、市の補助制度を活用した防災資機材等の整備をはじめ、防災訓練や防災学習会等を実施するとともに、地域の消防団とも連携し活動している組織など、様々な取り組みをされています。中でも、津波避難路の整備や災害時の防災連絡網の作成など、地域や災害時の実情に即した取り組みをされているところもあります。



防災訓練の様子

市では、今後とも全ての自治会等で自主防災組織が結成され、全ての組織が、より一層活性化されますよう、補助

金による支援や情報提供及び共催事業の開催など育成に努め、地域における防災力の充実に推進していきます。

**問** 携帯電話の受信エリアについて

**問** 受信不能地域の解消に向けた取り組みは

**答** 市では地形的に電波を効果的に送受信できない山間部が多いなど、携帯電話事業者のサービスエリアが限定されているため、携帯電話を全く利用できない「不感地区」が平成十七年度には三十九地域ありましたが、国庫補助事業の活用や携帯電話事業者への要望をはじめ、市がCATV事業により整備した光ファイバー等を開放することによる基地局の整備促進等により、本年七月末現在で二十六地域に減少しています。今後も引き続き、国並びに県の支援をいただきながら、携帯電話事業者への要望を行い、「不感地区」解消に向けて努力していきたいと考えています。

次の市議会議員選挙から

# 議員定数30人を26人に ～賛成多数で可決～

九月議会最終日に、八名の議員の連名で、議員提出議案として条例案が提出され、賛成多数で可決されました。

これにより、次の一般選挙は、議員定数は二十六で実施されます。選挙区は、合併当初に特例として設けられていたもので、現在の議員の任期満了の日までとなっています。

任期満了の日は、平成二十二年五月二二日です。

## 提案説明（要旨）

合併協議の経緯を踏まえた上で、現下の地方自治体を取り巻く厳しい財政状況にかんがみ、より効率的な議会運営をいかに実現させるかなどの観点から、議員定数のあり方について、議会内部で鋭意協議を重ねてまいりました。その結果、近畿一広大な面積を有する市域の一体化を推し進めることに加えて、より効率的で、かつ開かれた議会運営を目指すことを主眼とし、人口規模や産業構造の類似する全国同規模地方公共団体の状況等も勘案しながら、次の一般選挙では議員定数二十六人が望ましいとして提案するものです。



## 議会解説

### 議員定数と選挙区？

議員定数とは、地方自治法に基づき各自治体ごとに条例で定める定数のことをいいます。

この定数は自治体の人口規模に応じて異なり、地方自治法に定められた上限を超えない範囲内で、各自治体が条例で定めることになっています。

田辺市議会は、現在、法定上限数30人で、条例定数（現員数）も同様の30人となっています。

なお、現在の田辺市における議員定数は、1市2町2村の市町村合併に伴う関係市町村による協議の結果30人となっています。

また、その際「新市の設置後、最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び同法施行令第9条の規定を準用し選挙区を設ける。その選挙区は現在の市議会議員の任期満了の日をもってその効力を失う。」という合併協定に基づいて、選挙区の設定とその選挙区ごとの議員定数（旧田辺市18人、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町ではそれぞれ3人）を定めました。

任期満了の日・・・平成21年5月21日

# 議 会 活 動 日 誌

ぎかいかつどうにっし

## 本会議

- 9月3日 1日目 議案の提案説明
- 16日 2日目 一般質問(4人)
- 17日 3日目 一般質問(3人)・追加議案の提案説明
- 18日 4日目 一般質問(4人)
- 19日 5日目 一般質問(4人)・議案に対する質疑及び付託
- 29日 6日目 委員長報告・議案審議



## 委員会等

- |                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| 8月28日 議会運営委員会(9月定例会運営について) | 9月22日 産業環境委員会(付託議案審査について) |
| 9月16日 総務企画委員会(意見書について)     | ” 文教民生委員会(付託議案審査について)     |
| 産業環境委員会(意見書について)           | 24日 総務企画委員会(付託議案審査について)   |
| 建設消防委員会(意見書について)           | ” 建設消防委員会(付託議案審査について)     |
| 18日 議会運営委員会(9月定例会運営について)   | 25日 高速道路及び国道バイパス促進特別委員会   |
|                            | ” (国道42号田辺西バイパス改築工事等について) |
|                            | 29日 総務企画委員会(委員長報告について)    |
|                            | ” 産業環境委員会(委員長報告について)      |
|                            | ” 建設消防委員会(委員長報告について)      |
|                            | ” 文教民生委員会(委員長報告について)      |
|                            | ” 議会運営委員会(最終日の日程等について)    |



## 議会を傍聴してみませんか？

市議会は年4回(3月・6月・9月・12月)定例会を開催しています。  
議会では市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。  
市政を知る良い機会として、お気軽に足を運んでみませんか。

次の議会は12月定例会です

2月号  
(12月定例会の報告)  
です。

議会日程の詳細や市議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問等がありましたら、次までご連絡ください。  
また、ホームページでは、議会の情報や会議録もご覧いただけます。

連絡先

田辺市議会事務局

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-26-9940(直)

FAX 0739-25-5579

<http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/>